

平成二十年十月十七日提出
質問第一三三三号

外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問主意書

国連等の国際機関に設けられ、我が国が一九九〇年から二〇〇二年の間に資金を拠出した基金のうち、活動目的を終えて閉鎖された十の基金の残余金（以下、「残余金」という。）につき、外務省が返金の受け取りなど必要な手続を怠り、計約三億五千万円が放置されていたことが会計検査院の調査で判明したと報じられている。右を踏まえ、以下質問する。

一 外務省において国際機関への資金の拠出及びその残余金の返還手続を担当する部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

二 外務省は「残余金」があることをいつ、また、どの様にして知ったか。

三 本年十月十六日の新聞報道によると、「残余金」のうちボスニア・ヘルツェゴビナ警察支援プログラム信託基金に三十万ドルの資金を拠出してそれを三年八カ月放置していたとのことである。他には、東ティモール暫定行政機構信託基金には百八十六万ドルを三年四カ月、国際支援検証委員会活動のための信託基金に八千ドルを二年七カ月、サラエボの基本的公共サービス復旧のための信託基金に十一万ドルを三年一カ月放置し、返金の受け取りなど必要な手続を怠ったとのことであるが、右は事実か。

四 三の新聞報道によると、「残余金」の中に、反アパルトヘイト広報信託基金、東ティモールの平和的解決のための信託基金、緊急人道支援の啓発信託基金、カンボジア信託基金、複合緊急事態における人道的挑戦信託基金、中東湾岸危機信託基金の六つの閉鎖を把握していなかったとのことであるが、右は事実か。

五 四が事実ならば、六つの基金にそれぞれだけの資金を拠出していたのか明らかにされたい。

六 なぜ外務省において「残余金」に対してこの様に杜撰かつ怠慢な対応がとられていたのか説明されたい。

七 「残余金」の他にも、未だ返還がなされていない拠出金の残余金はあるか。

八 外務省は「残余金」の返還手続をとっているか。

九 「残余金」に関する今回の不手際について、外務省において誰がどのような処分を受け、責任を取るのか説明されたい。

右質問する。